

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月25日 01時45分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港 大船渡港珊瑚島北灯台から真方位325°400m付近 (概位 北緯39°02.5′ 東経141°43.5′)
事故の概要	液化ガスばら積船第二十一光邦丸は、出航中、岸壁係留中のクレーン台船第十二菊栄丸、引船第二菊栄丸及び作業船第六菊栄丸に衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液化ガスばら積船 第二十一光邦丸、999トン 135994、イノガストラנסポート株式会社（船舶所有者）、岩崎汽船株式会社（船舶管理会社） B クレーン台船 第十二菊栄丸、不詳（長さ35.0m） 船舶番号なし、株式会社菊池組 C 引船 第二菊栄丸、10トン 243-16792岩手、株式会社菊池組 D 作業船 第六菊栄丸、5トン未満（長さ8.0m） 273-8434岩手、株式会社菊池組
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船団長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 球状船首部に凹損、右舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に凹損 C 左舷船尾部に凹損、マスト部に曲損 D 右舷船尾部に凹損及び亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、船長Aが単独で船橋当直に就き、専ら目視で見張りに当たり、珊瑚島の西方のかき養殖場の西端に設置された3基の黄色に点灯する簡易灯浮標に沿って緩やかに左転しながら出航するつもりで航行中、陸岸に係留船がいることを知らずに、2番目の簡易灯浮標を確認することに注意を向け、陸岸に向けて直進し、係留中のB船、B船の右舷側に係留中のC船及びD船に衝突した。 船長Aは、珊瑚島の東方海域に側方標識が設置された船舶の行き会

	<p>い可能な広い海域があったが、以前から、入航時に東方海域を、出航時に西方海域を航行するものと思っていた。</p> <p>船長Aは、珊瑚島の西方海域を航行するに当たり、事前にGPSプロッター等に避航線や航行経路を設定しておらず、目視で簡易灯浮標に沿って出航しようとしていたので、レーダーやGPSプロッター等の画面を確認していなかった。</p>
分析	<p>A船は、出航中、船長Aが、陸岸に係留中の船舶がいることを知らずに珊瑚島西方の養殖施設のみに注意を向けて陸岸に向かって航行を続けたことから、係留中のB船、C船及びD船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が出航中、船長Aが、陸岸に係留中の船舶がいることを知らずに珊瑚島西方の養殖施設のみに注意を向けて陸岸に向かって航行を続けたため、係留中のB船、C船及びD船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、航路標識が整備された水路を航行することが望ましい。 ・ 船長は、狭水道沿いの岸壁前面を航行する場合は、係留船の有無を事前に確認すること。 ・ 船長は、狭水道を航行する場合、両岸の状況に注意を払うこと。